

中央こども家庭センターの相談状況等

R8年度
加古川市要保護児童対策地域協議会
代表者会議

令和8年7月23日
兵庫県中央こども家庭センター

兵庫県こども家庭センターの概要



兵庫県こども家庭センター (児童相談所)

加東こども家庭センター
西脇市・三木市・高砂市・
小野市・加西市・加東市・
多可町
総人口(推計):248,070人
児童人口:38,361人

姫路こども家庭センター
姫路市・相生市・たつの市・
赤穂市・宍粟市・神河町・
市川町・福崎町・太子町・
上郡町・佐用町
総人口(推計):779,783人
児童人口:126,687人

明石こどもセンター
明石市
総人口(推計):306,538人
児童人口:49,114人

中央こども家庭センター
加古川市・高砂市・稲美町・播磨町
(洲本市・南あわじ市・淡路市)
総人口(推計):517,245人
児童人口:81,729人

豊岡こども家庭センター
豊岡市・養父市・朝来市・
香美町・新温泉町
総人口(推計):141,652人
児童人口:22,961人

**川西こども家庭センター
丹波分室**

川西こども家庭センター
伊丹市・宝塚市・川西市・
三田市・猪名川町
(丹波篠山市・丹波市)
総人口(推計):786,397人
児童人口:127,728人

尼崎市こども家庭センター
尼崎市
総人口(推計):454,777人
児童人口:57,842人

西宮こども家庭センター
西宮市・芦屋市
総人口(推計):571,541人
児童人口:93,521人

神戸市こども家庭センター
神戸市
総人口(推計):1,480,065人
児童人口:209,368人

**中央こども家庭センター
洲本分室**

淡路 3市

東播磨2市2町

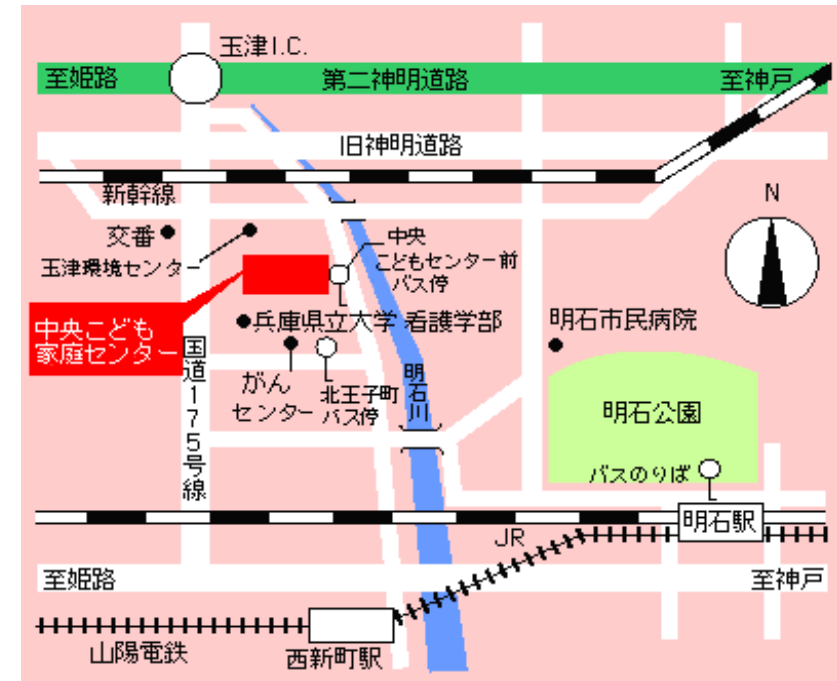
※総人口は令和7年4月1日現在の推計。児童人口は令和2年国勢調査のもの(R2.10.1現在)、
日本人・外国人の別「不詳」を除いて算出

兵庫県中央こども家庭センター

● 外観



アクセス



● 緊急

児童虐待防止24時間ホットライン	078-921-9119
児童相談所虐待対応ダイヤル	189(いちはやく)
児童相談所相談専門ダイヤル	0120-189-783

中央こども家庭センターの役割 その1

各こども家庭センター共通

相談支援機能

- 東播磨・淡路地域を対象に児童虐待、非行、障害、その他児童養護に関する相談を受け、必要な支援を実施

一時保護機能

- 子どもを家庭から分離し、①緊急保護、②行動観察、(③短期入所指導)を実施

措置機能

- 相談支援の結果として、施設入所、里親委託、児童福祉司指導、指導の委託、家裁送致などを実施

民法上の権限行使

- 家庭裁判所に「施設入所の承認」「引き続いての一時保護に係る承認」「親権の喪失及び停止、管理権喪失」「未成年後見人の選任」「特別養子的確の請求」について申立て

市町支援機能

- 子ども家庭支援の中心的役割を担う市町村の相互間の連絡調整、情報提供等を実施

中央こども家庭センターの役割 その2 中央こども家庭センター等のみ

企画調整機能

- ・ 児童福祉司等こども家庭センター職員に対する研修
- ・ 児童虐待防止24時間ホットラインに関すること
- ・ 全県統計
- ・ こども家庭センター所長会等関係会議 等

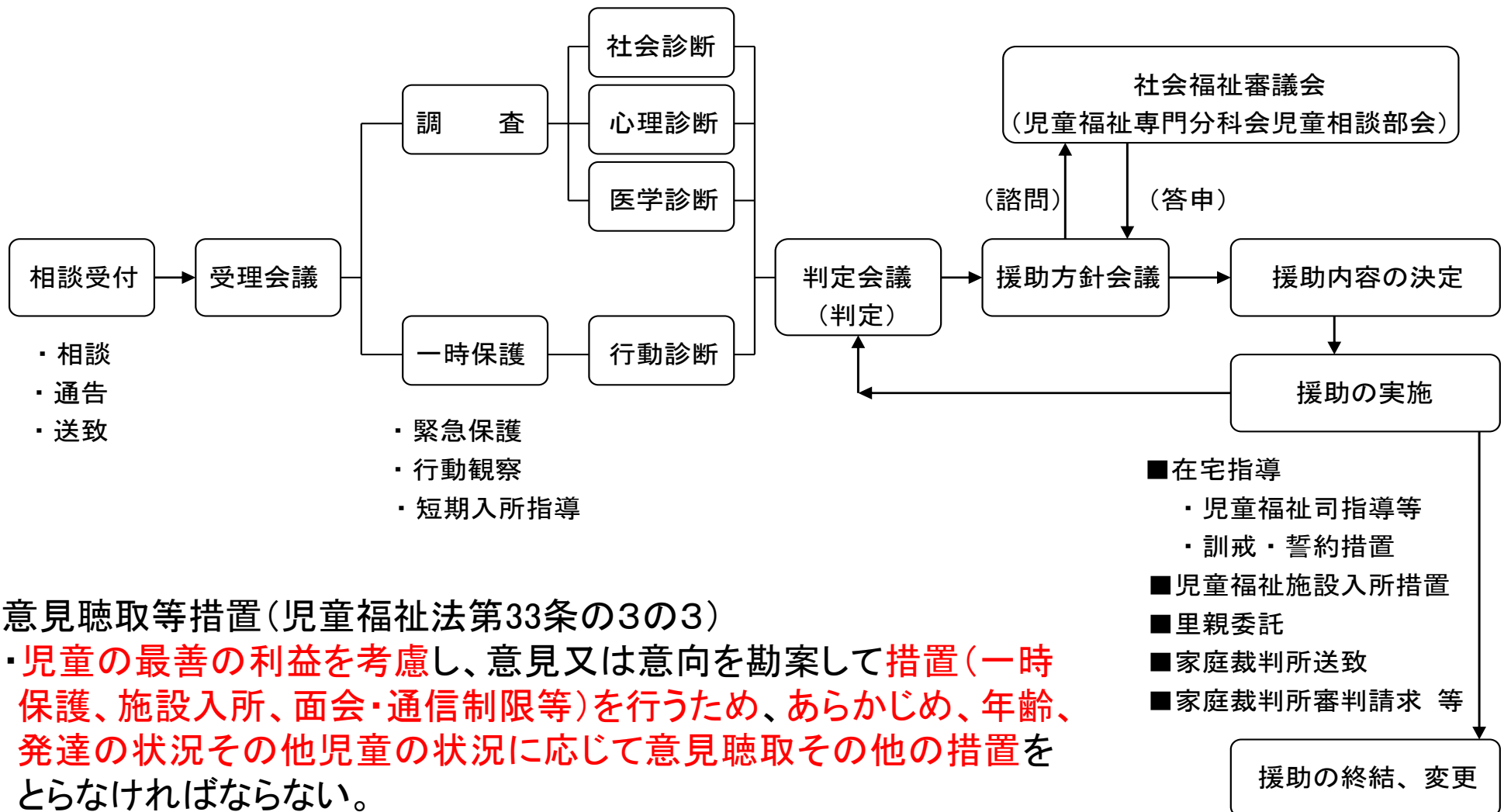
一時保護施設機能

主に、中央、西宮、姫路及び加東の各こども家庭センターが一時保護を決定した児童を一時保護施設で、その後の支援が決まるまで一時保護

中央こども家庭センターでの相談状況



相談業務フローチャート



一時保護について 児童福祉法第33条

1 一時保護を行える場合

児童相談所長や都道府県知事は、**虐待の疑いがある場合など、児童の安全確保や状況把握が必要なとき**、児童を一時的に保護したり、他の人に保護を委託できる。

2 裁判所による一時保護状の必要性

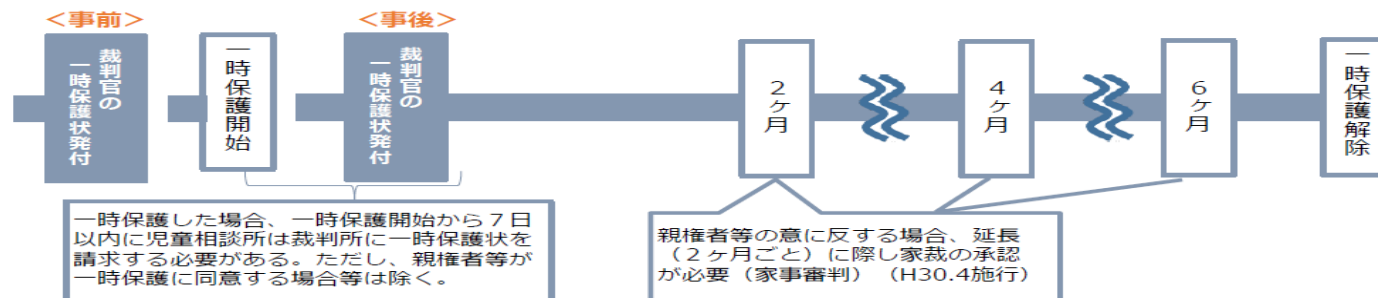
一時保護を開始したら、**原則として7日以内に裁判官へ「一時保護状」を請求**する必要がある。**ただし、親権者の同意がある場合、7日以内に保護を解除した場合は不要。**

3 裁判官の判断

裁判官は必要性があれば一時保護状を発付し、不要と判断すれば却下する。却下された場合、**原則として保護を解除しなければならないが、重大な危険が予想されるときは取消しを求め、保護継続も可能。**

4 一時保護の期間

一時保護は原則2か月以内。ただし、**必要性があれば継続できる。親権者の意思に反して延長する場合は、家庭裁判所の承認が必要。**



一時保護の要件の明確化

内閣府令(児童福祉法施行規則第35条の3)

○第1号(児童虐待の場合等)

- ・児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定。
- ・「児童虐待を受けた」場合だけでなく、「児童虐待を受けたおそれ」、「児童虐待を受けるおそれ」がある場合も対象。

○第2号(少年法送致又は警察通告の場合)

- ・少年法送致又は警察通告を受けた場合は、警察からの情報に基づき調査や状況把握をする必要のあるケースが多いため、一時保護の対象として規定。

○第3号(自己又は他人への危害の場合等)

- ・児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定。
- ・自己又は他人に「危害を生じさせた」場合だけでなく、「危害を生じさせたおそれ」、「危害を生じさせるおそれ」がある場合も対象。

○第4号(児童による保護の求め等の場合)

- ・児童自身が保護を求めることは、児童にとって何らかの深刻な状況が生じているというべきであることから、一時保護の対象として規定。
- ・児童の年齢や発達の状況等を考慮し、保護の求めに相当する意見・意向(意思というまでには至らない志向、気持ち)が表明された場合も対象。

○第5号イ、ロ(保護者不在又は住居不定の場合等)

- ・児童に保護者や住居がない場合に、安全・安心な場所を提供し心身の安定を図れるよう、一時保護の対象として規定(おそれがある場合も含む。)
- ・児童の住居が不明の場合には、その養育環境等について把握・調査等をするため、一時保護の対象として規定(おそれがある場合も含む。)

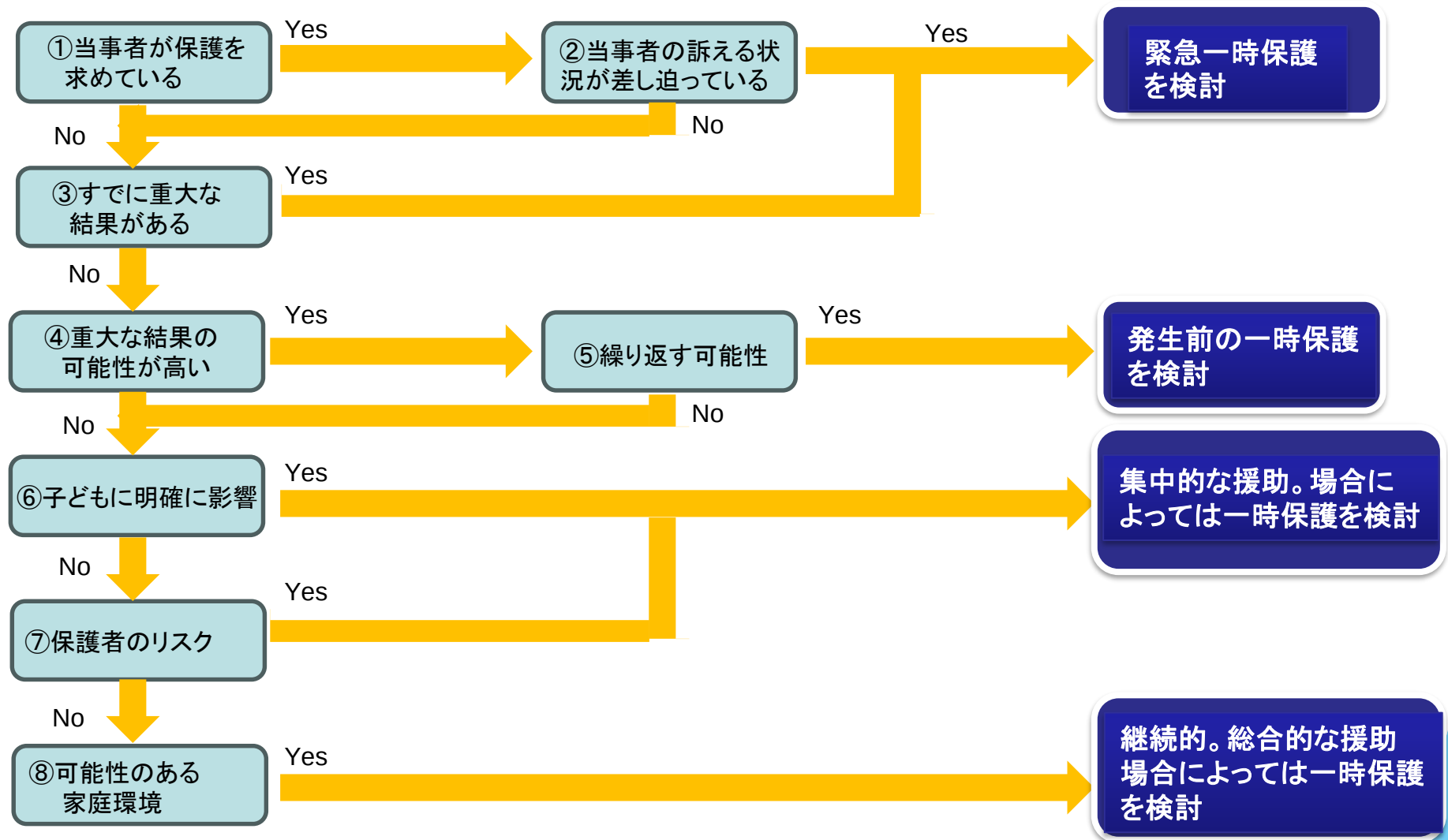
○第6号(保護者による保護の求め等の場合)

- ・保護者(児童福祉施設の長や里親を含む。)が保護を求める場合は、養育困難や措置先での児童の不適応等が生じているとうかがわれることから、児童をその養育環境から一時的に分離して安全確保をした上で、背景事情の把握等を行う必要があるため、一時保護の対象として規定(保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。)

○第7号(その他重大な危害が生じるおそれの場合)

- ・第1号～第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

<参考：一時保護の要否判断>



施設入所に関する司法の関与

【児童福祉法】

第27条第4項

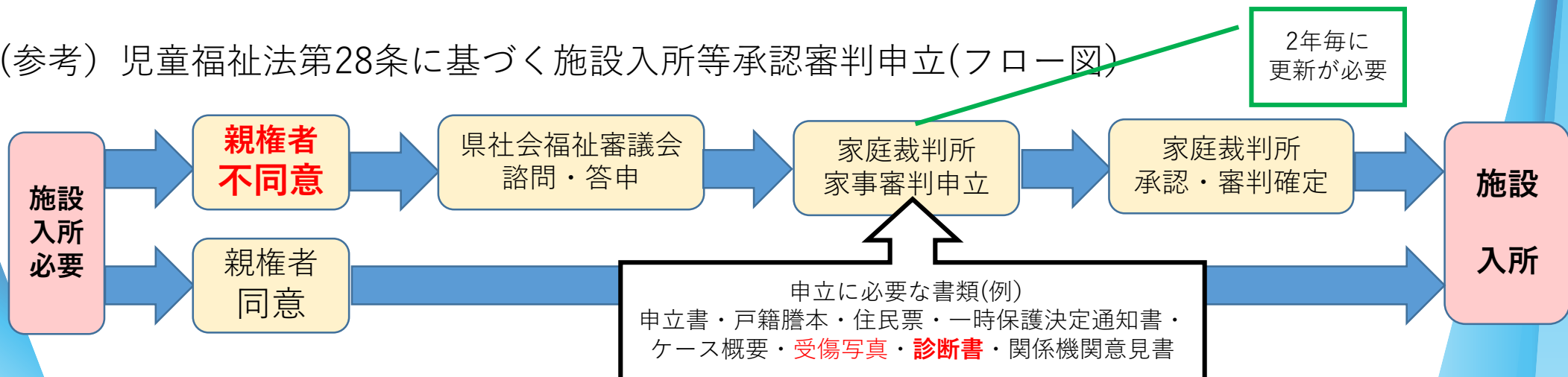
第1項第3号（施設入所措置、里親委託等）又は第2項（障害児入所施設委託）の措置は、児童の親権を行う者（児童福祉施設長を除く）又は未成年後見人があるときは、…その親権を行う者または未成年後見人の意に反して、これを行うことができない。

第28条

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

1 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

（参考）児童福祉法第28条に基づく施設入所等承認審判申立（フロー図）

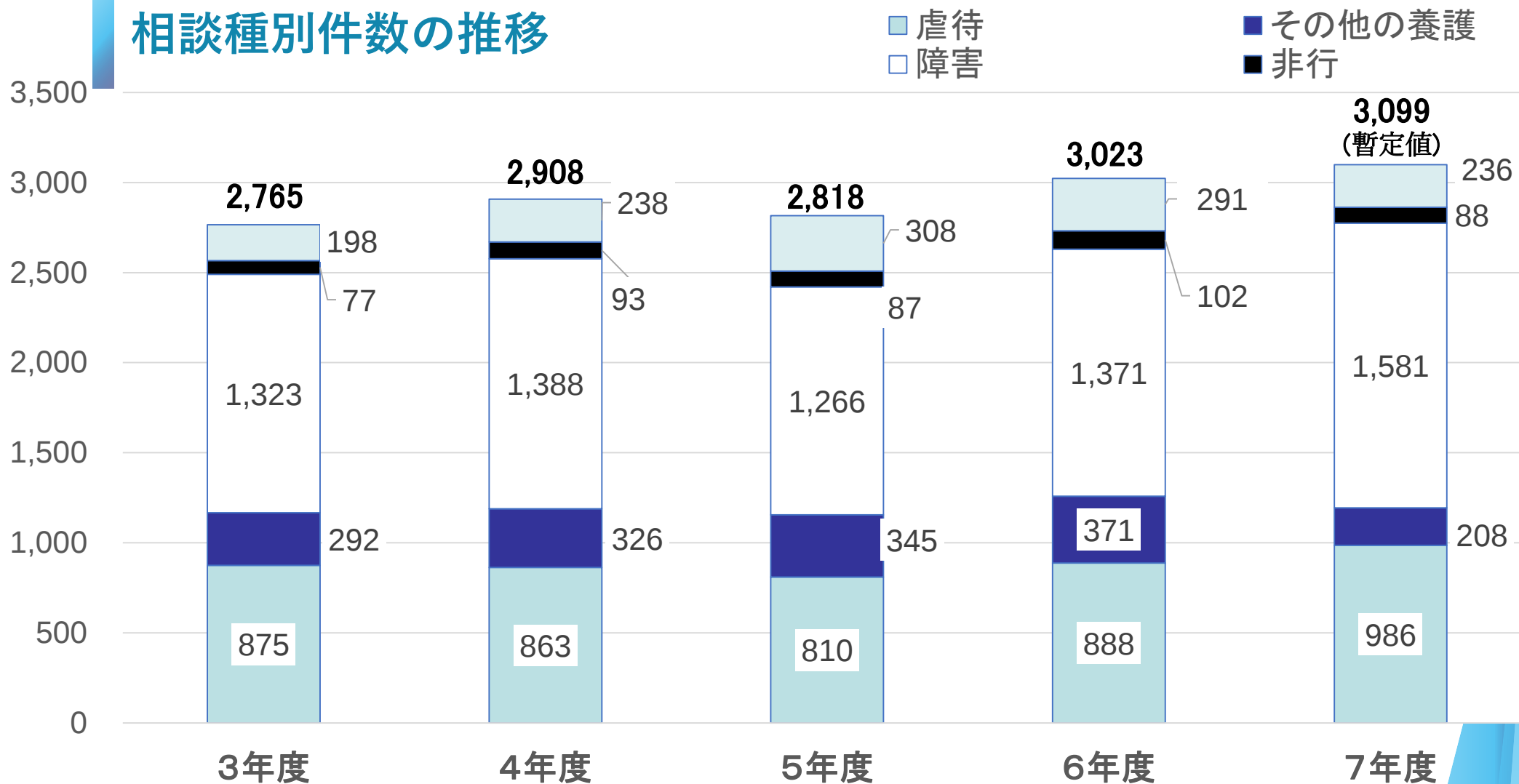


市町別児童相談受付件数（R4～R7年度）

区分 \ 年度		R 4	R 5		R 6		R 7	
		件数	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
東播磨	加古川市	1,139	1,173	103.0%	1,266	107.9%	1,391	109.9%
	高砂市	466	430	92.3%	481	111.9%	423	87.9%
	稲美町	112	104	92.9%	110	105.8%	132	120.0%
	播磨町	245	175	71.4%	175	100.0%	212	121.1%
	東播磨地域計	1,962	1,882	95.9%	2,032	108.0%	2,158	106.2%
淡路	洲本市	147	154	104.8%	172	111.7%	187	108.7%
	南あわじ市	140	112	80.0%	140	125.0%	144	102.9%
	淡路市	134	113	84.3%	161	142.5%	151	93.8%
	淡路地域計	421	379	90.0%	473	124.8%	482	101.9%
管外・その他		525	557	106.1%	518	93.0%	459	88.6%
中央こども家庭センター合計		2,908	2,818	96.9%	3,023	107.3%	3,099	102.5%

令和7年度については、暫定値

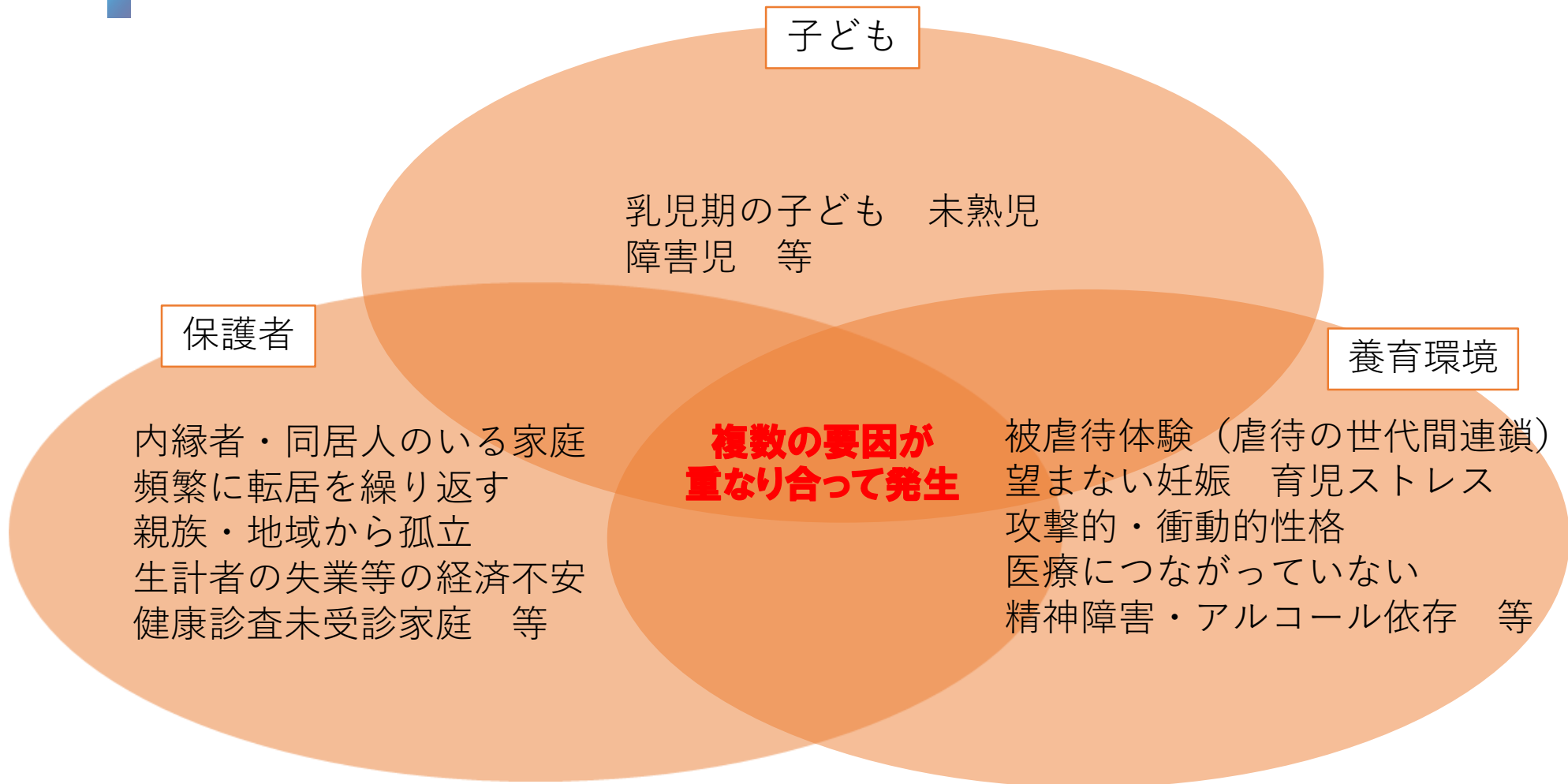
相談種別件数の推移



児童虐待について



児童虐待のリスク要因



児童虐待に情緒面・行動面を与える影響

(身体への直接の影響)

- ・ 怪我、栄養失調、発育不良（愛情不足による発育の遅れもある）

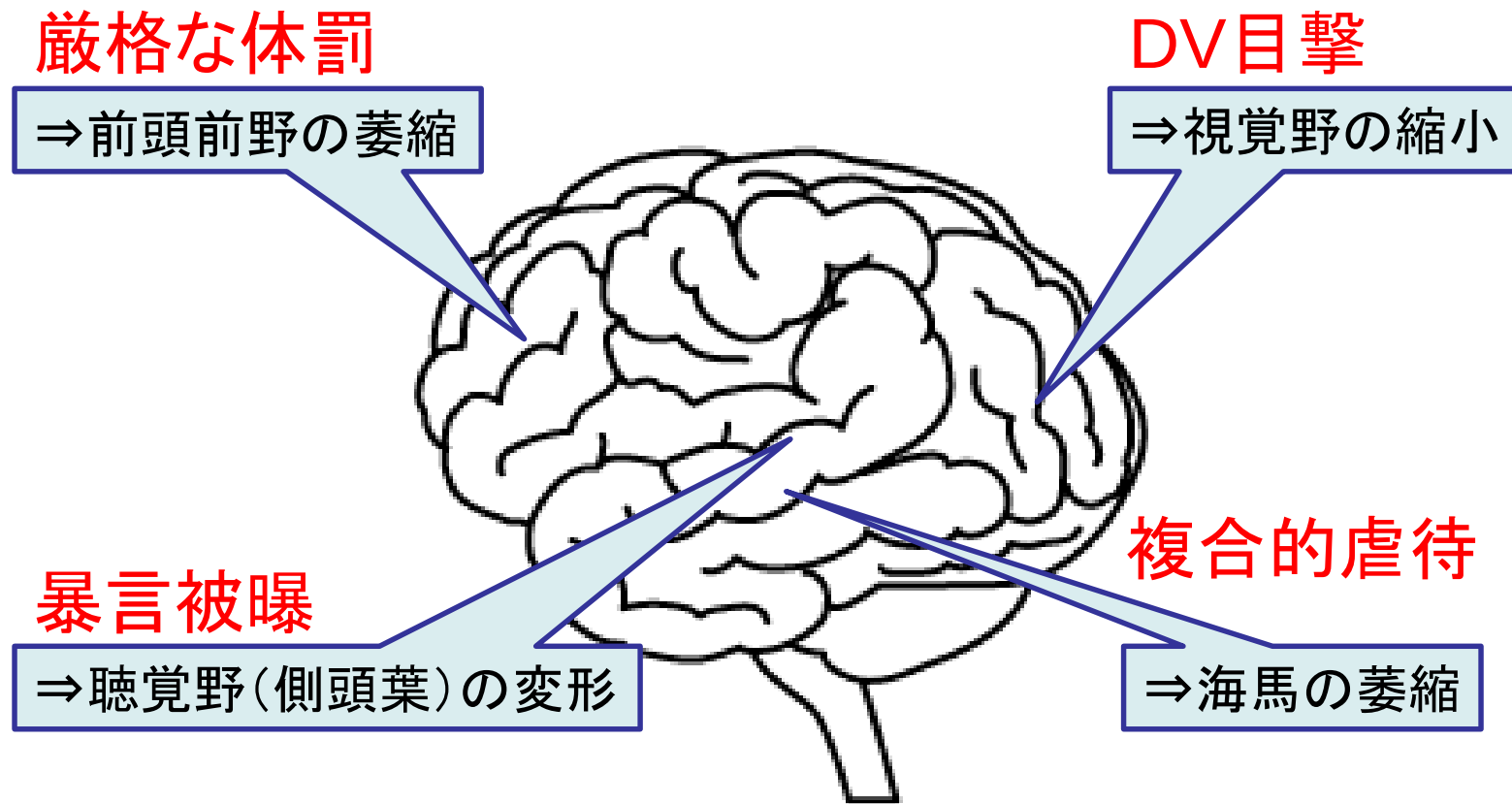
(情緒面・行動面への影響)

- ・ 大人の顔をうかがう
- ・ 協調行動が取れない
- ・ 動きや表情がぎこちない
- ・ おびえた表情を見せる
- ・ 感情を表さない
- ・ 落ち着きがない
- ・ 暴力的になる
- ・ 異性を怖がる など

心の発達への影響大

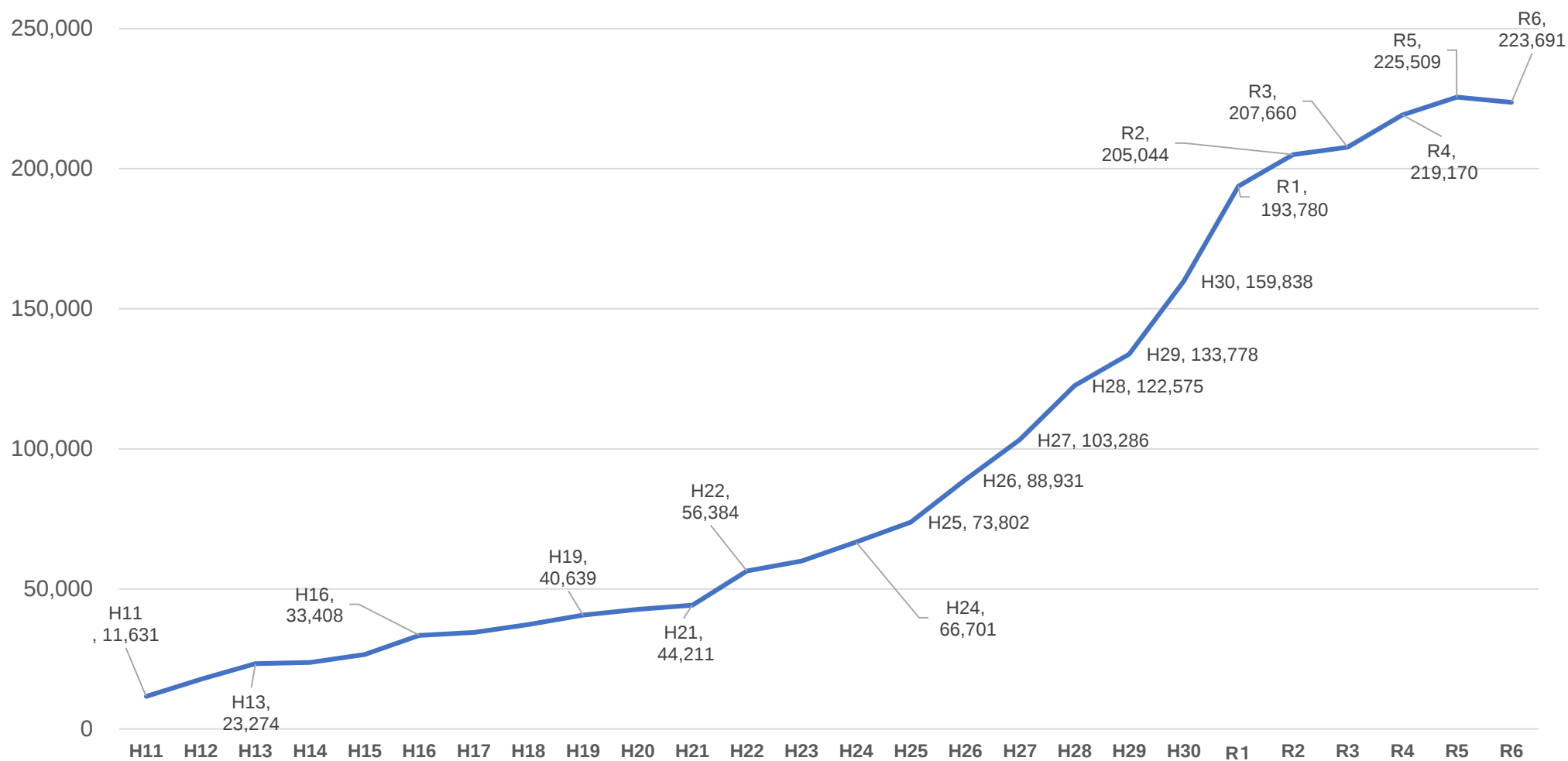
- ・ 自己評価（自己肯定感・自尊心・感情）が低く、何事にも自信が持てない
- ・ 人への信頼感に乏しく、人間関係がうまく築けない
※試し行動、愛着障害
- ・ 何か問題が生じたとき、暴力を使って解決しようとする など

<参考：誤った対応で変化する子どもの脳>

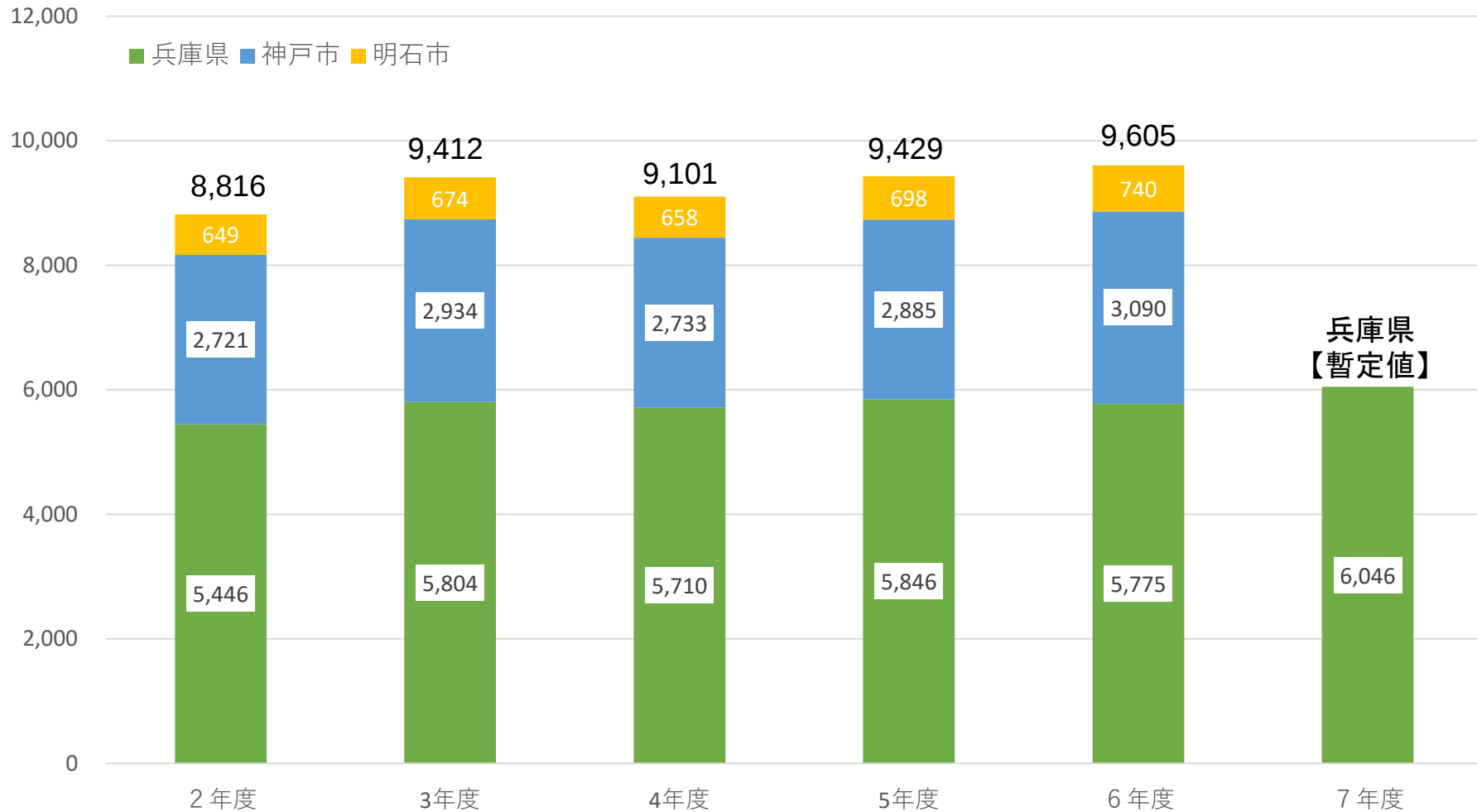


※福井大学 友田明美教授の研究より

全国の子童相談所における児童虐待対応件数



兵庫県下の児童虐待相談対応状況の年次推移 (兵庫県・児童相談所)



児童虐待対応件数の主な増加理由

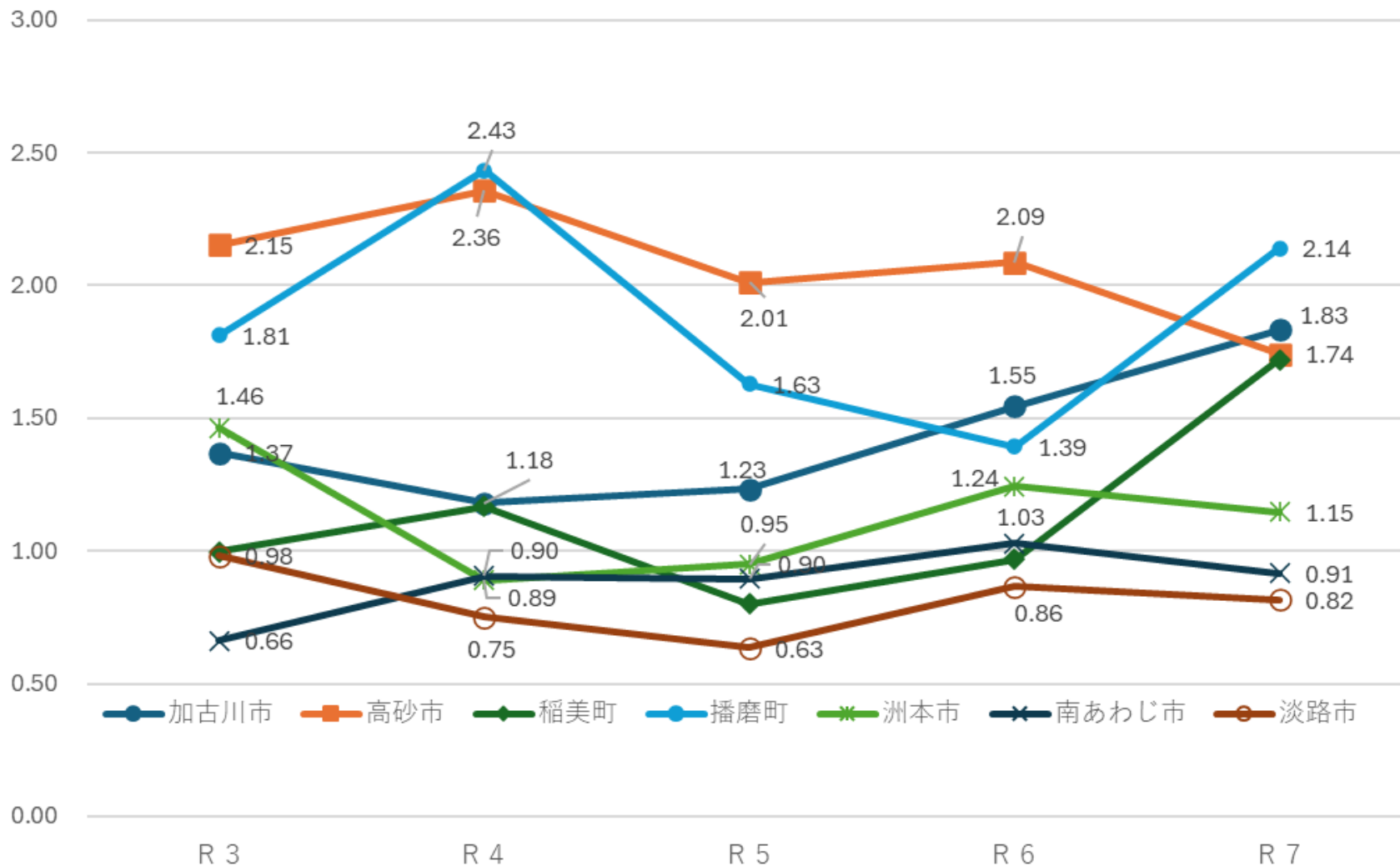
- ◆虐待に対する関心の高まり
 - ▶ 潜在化していたケースの把握
- ◆DV通告
 - ▶ 警察からの通告の増（いわゆる“面前DV”は心理的虐待）
- ◆「きょうだい」ケースの通告受理
 - ▶ 直接被害児以外の児童への心理的虐待
- ◆「189」（いちはやく）の普及
 - ▶ 全国児童相談所共通ダイヤルの3桁化、無料化

中央こども家庭センター児童虐待受付件数（R4～R7） （管内市町別状況）

区分		年度	R 4	R 5		R 6		R 7	
			件数	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
東播磨	加古川市		305	317	103.9%	395	124.6%	463	117.2%
	高砂市		204	172	84.3%	177	102.9%	145	81.9%
	稲美町		35	24	68.6%	29	120.8%	51	175.9%
	播磨町		82	55	67.1%	47	85.5%	72	153.2%
	東播磨地域計		626	568	90.7%	648	114.1%	731	112.8%
淡路	洲本市		36	38	105.6%	49	128.9%	44	89.8%
	南あわじ市		39	38	97.4%	43	113.2%	37	86.0%
	淡路市		31	26	83.9%	35	134.6%	32	91.4%
	淡路地域計		106	102	96.2%	127	124.5%	113	89.0%
管外・その他			131	140	106.9%	113	80.7%	142	125.7%
中央こども家庭センター合計			863	810	93.9%	888	109.6%	986	111.0%

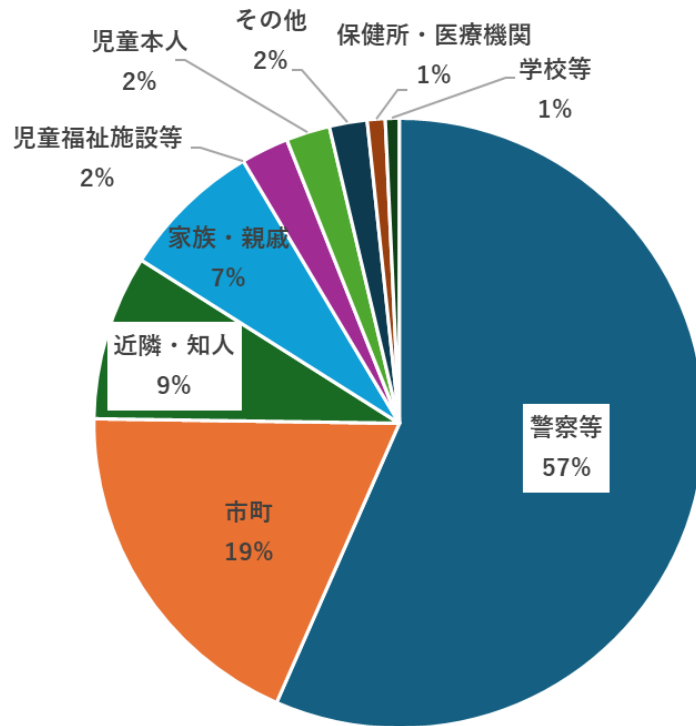
令和7年度については、暫定値

中央こども家庭センター児童虐待受付件数（R4～R7） （管内市町別状況、人口千人あたり）

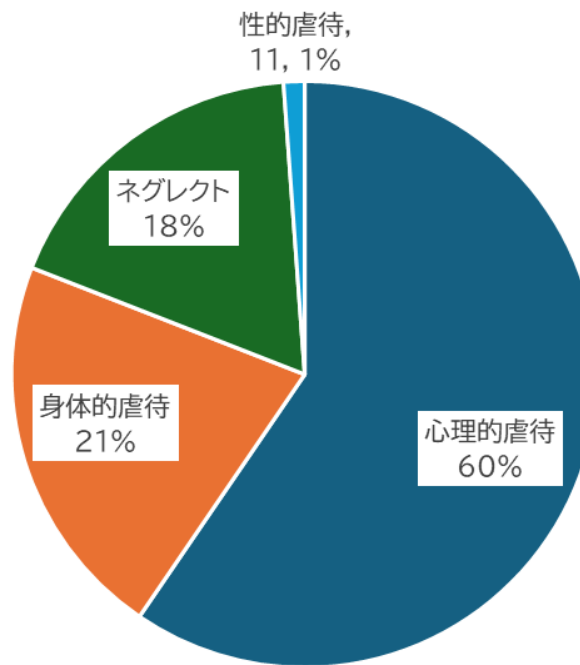


中央こども家庭センターR 7年度児童虐待対応件数 (経路別・虐待種別別・年齢別)

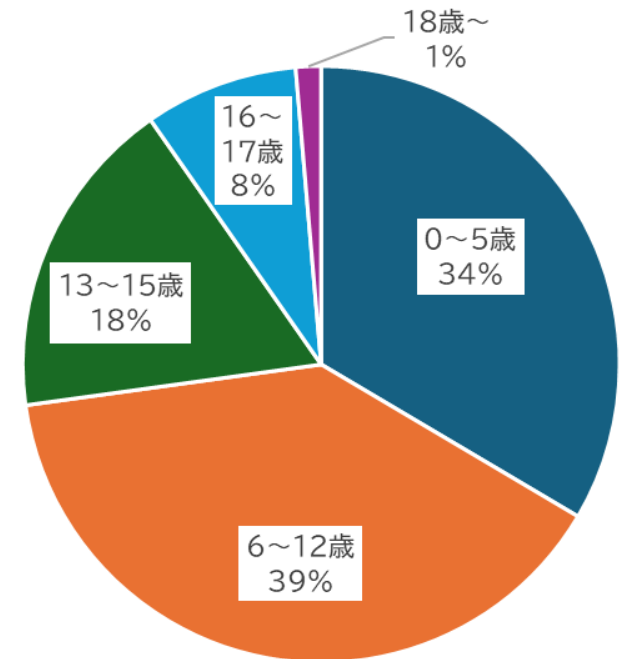
経路別



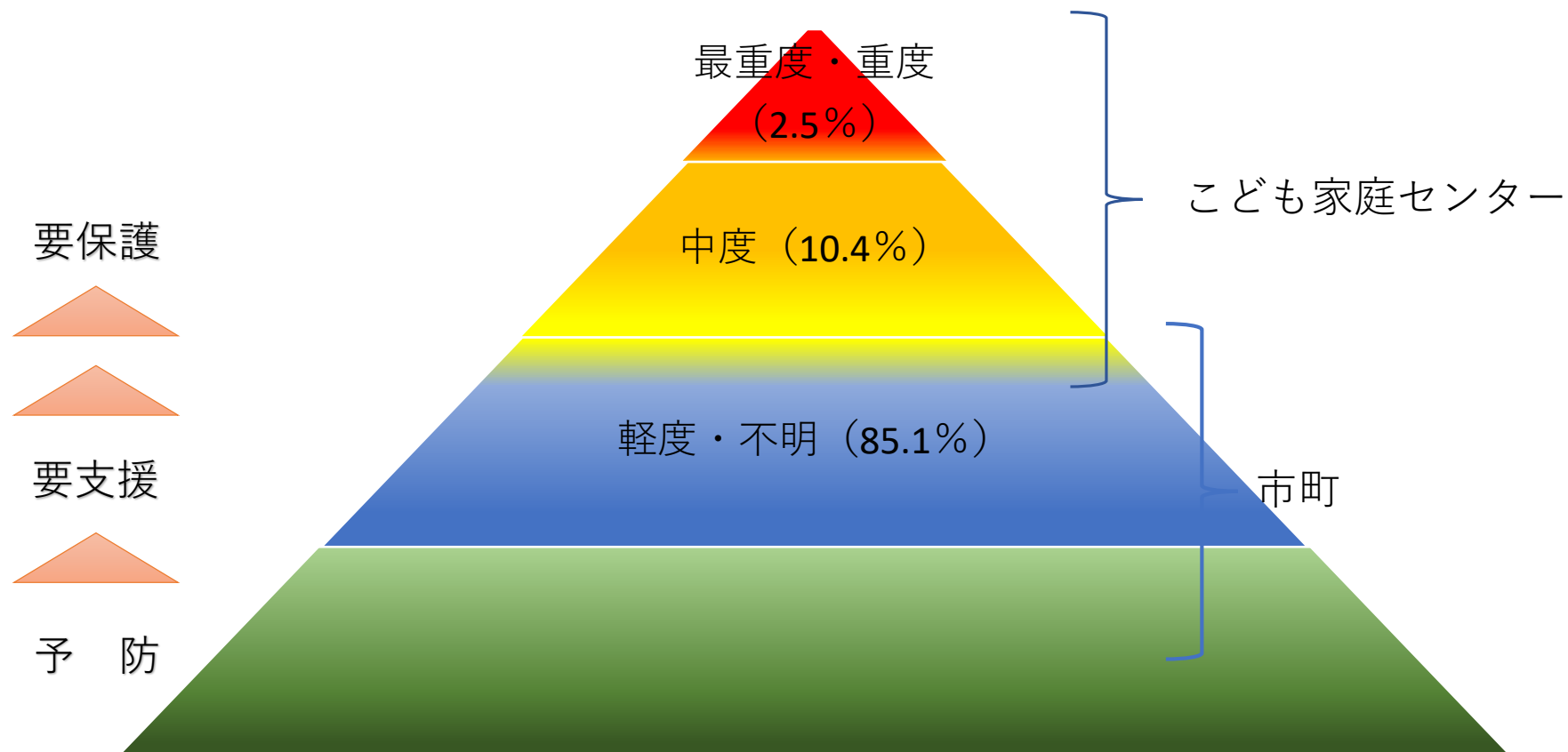
虐待種別



年齢別



児童虐待相談・重症度別 (R7年度・中央こども家庭センター)



中央こども家庭センター R 7 年度児童虐待対応状況

○虐待相談として受け付けた事案のうち、一時保護は 226人（約23%）

※一時保護所72人、一時保護委託154人（重複あり）

○R 7 年度中に対応した事案のうち、施設入所・里親委託は 40人（約4%）

受付件数①	対応件数②	施設・里親委託 ③(③/②)	在宅支援 (一時保護中含 む。)④(④/②)	一時保護 ⑤(⑤/①)
986件	949件	40人(4.2%)	909人(95.7%)	226人(22.9%)

- ・児童虐待として通告を受けた相談の多くは、地域、在宅で、
継続して支援していかなければならない。

要保護児童地域対策協議会

その1 要保護児童対策地域協議会の法定化

背景

- ・ 1990年代後半以降、児童虐待相談件数の急増と死亡事例の頻発が社会問題化。
- ・ 児童相談所、学校、保健、医療、警察などが縦割りで連携不足。
- ・ 個人情報保護への懸念から、必要な情報共有が滞る状況

平成16年児童福祉法

- ・ 関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会（要対協）」を設置可能とした。
- ・ 協議会の中核として調整機関を指定。
- ・ 構成員に守秘義務を課し、情報共有を法的に担保。

要保護児童地域対策協議会 その2 要対協の実効性強化

背景

- ・ 要対協は設置されたものの、自治体間で温度差・形骸化が見られた。
- ・ 児童虐待の深刻化に歯止めがかからなかった。

児童福祉法改正のポイント

平成19年改正：要対協の設置を努力義務化。

平成20年改正：支援対象を要支援児童・特定妊婦まで拡大。
調整機関への専門職配置の努力義務化。

要保護児童地域対策協議会 その3 予防重視と市町村機能の拡充

背景

- ・虐待対応が「事後対応中心」で、予防・初期支援が弱いとの反省。
- ・市町村と児童相談所の役割分担が不明確。

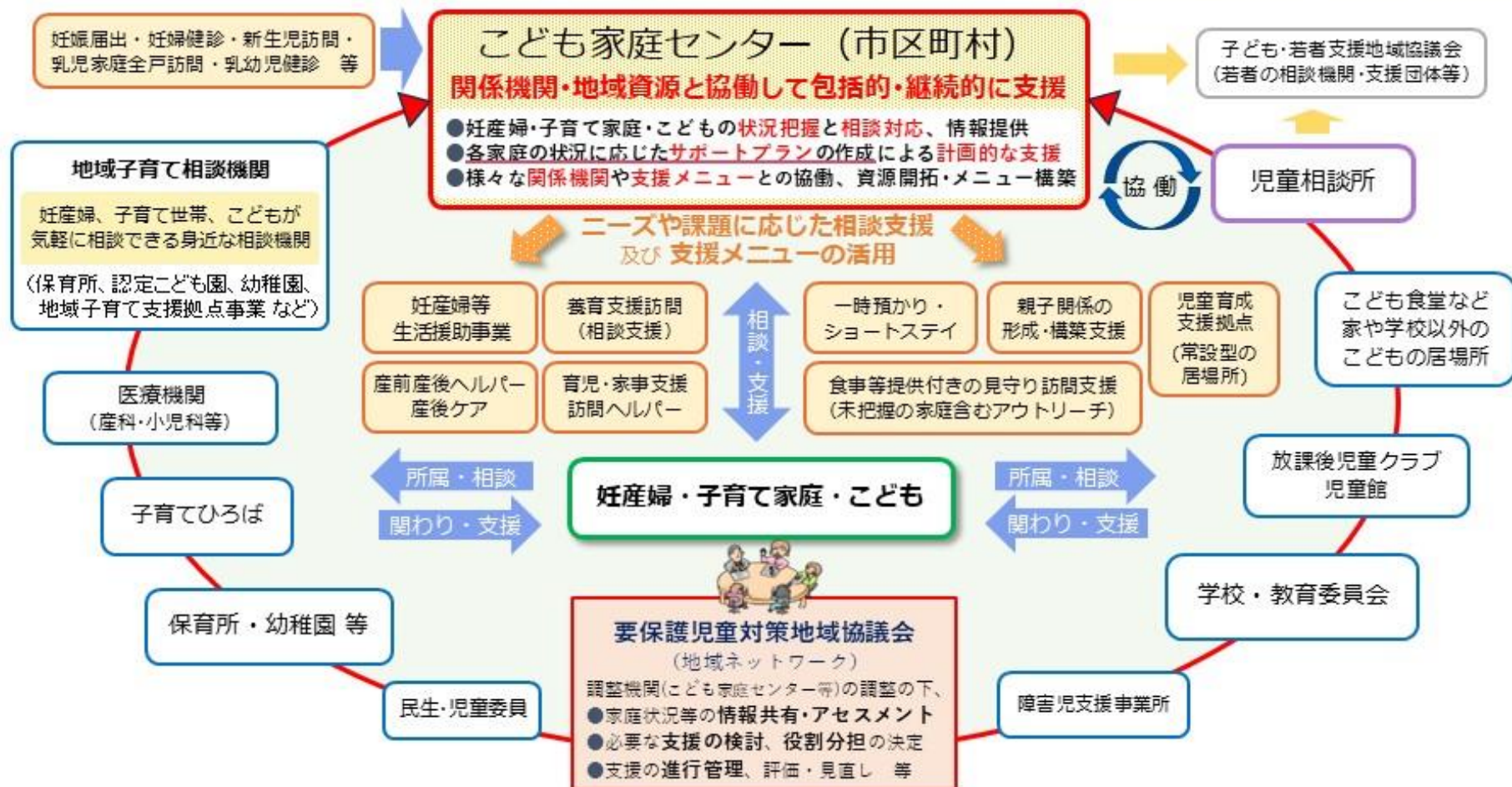
平成28年児童福祉法改正のポイント

- ・要対協の調整担当者配置を義務化（一定要件）。
- ・市町村の責務として「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の整備を規定。

要保護児童地域対策協議会 その4 要対協の意義

	要対協がない／機能していない場合	要対協がある／機能している場合
対応体制	各機関が縦割りで個別対応	多機関が連携し組織的に対応
情報共有	限定的・非公式になりがち	法に基づく共有（守秘義務あり）
リスク判断	担当者個人に依存	多角的な見立てで判断
支援の質	遅れ・見落としが生じやすい	早期対応・予防的支援が可能
職員負担	抱え込み・孤立が起こりやすい	役割分担により負担を分散

- 令和4年改正児童福祉法により、市町村によるセンター設置が努力義務化（令和6年4月施行）
- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を早い段階から支援して子育てを支える（身近な市町村の強み）
 - 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化
 - 設置率71.2%(R7.5.1) → 令和8年度までに全市区町村に整備するため開設や運営の経費を補助



家庭的養育の推進



児童の福祉を保障するための理念の明確化【公布日施行・児童福祉法】

- 考え方**
- 児童福祉法の理念規定は、昭和22年の制定当初から見直されていない。
 - ← 児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明らかでない。

改正法による対応

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化する。
- 児童を中心に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体（都道府県・市町村）が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化する。

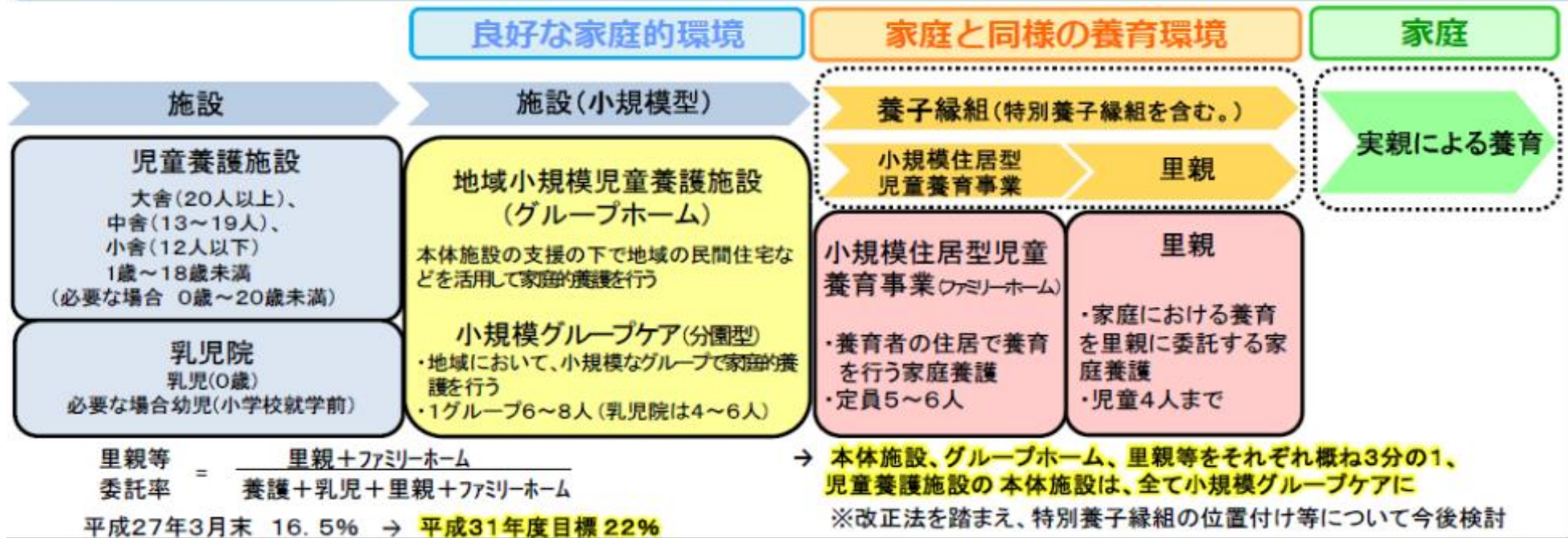
改正後 ※下線部が改正部分	改正前
第一条 <u>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u>	第一条 <u>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u>
第二条 <u>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</u> ③ <u>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u>	第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行・児童福祉法】

- 考え方**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
 - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



新しい社会的養育ビジョン（H29.8月）

平成28年児童福祉法改正により明確化された **「家庭養育優先」**の理念等の具体化

- 1 市区町村を中心とした（子ども家庭）支援体制の構築
- 2 児童相談所の機能強化と一時保護改革
- 3 代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して、
乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの
施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化
（里親委託促進：就学前の里親委託率75%以上等の高い目標）
- 4 永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底（特別養子縁組推進）
- 5 代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底



〈R2年3月策定〉

県社会的養育推進計画（R2～R11年度）の推進

兵庫県社会的養育推進計画の中間見直し 基本的考え方及び全体像

1 改定計画の期間

期間:令和7年度～令和11年度(前期は令和2年度～令和6年度)

2 計画の位置づけ

・国通知を踏まえ、令和4年改正児童福祉法の理念を具体化し、実現に向けた取組内容と数値目標を示した都道府県計画

めざすもの

家庭養育優先原則の徹底による、子どもの最善の利益の実現



- ・里親への包括的支援体制の抜本的強化
- ・子どものニーズに応じた養育の提供
- ・児童相談所、一時保護改革の推進 など

3 改定のポイント

- ①令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえ、取組項目を追加(9→11項目)
- ②各取組項目に評価指標及び数値目標を設定
- ③毎年度、計画の進捗状況を点検・評価

新計画の項目

- ①当事者であるこどもの権利擁護の取組
- ②市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組
- ③支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新規】
- ④各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込
- ⑤一時保護改革に向けた取組
- ⑥代替養育を必要とする子どものパフォーマンシー保障に向けた取組
- ⑦里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑨社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑪障害児入所施設における支援【新規】

6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

（３）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

現状・課題

- 令和元年度から令和5年度まで、年間10件前後で推移
- 特別養子縁組が可能なケースのさらなる掘り起こしが課題
- 民間あっせん機関との情報共有を密に行っていく必要

今後の取組

- ひょうご里親委託・養子縁組推進システムを活用し、特別養子縁組が可能なケースのさらなる掘り起こしを行い、県こども家庭センター（児童相談所）職員を中心に、医療機関関係者、児童福祉施設職員、市町職員、里親等への研修の充実を図り、関係機関の連携を深めるとともに、養子縁組里親への特別養子縁組申請等に関する適切な支援を実施

【主な評価指標及び数値目標】

特別養子縁組等の成立件数 R5:5件 ⇒ R11:25件

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込等

里親等委託率の目標

年齢区分	算式1 長期措置	算式2 ケアニーズ	算式3 独自の取組	今回計画案	【参考】 国目標値	現計画	令和5年度末
3歳未満	64.6%	37.5%	70.8%	70%	75.0%	55.8%	14.6%
3歳～就学前	77.1%	49.7%	61.4%	60%	75.0%	46.8%	24.2%
学童期以降	73.7%	34.5%	43.7%	50%	50.0%	47.1%	27.3%
全 体	78.8%	37.2%	48.1%	52.9%	56.2%	47.8%	26.1%

今後の取組

- ・ 未委託里親の活動率向上
- ・ 養子縁組のみを希望する里親に対しては、短期の受入れへの協力促進
- ・ 里親に対して実親と措置児童の面会交流に協力を要請
- ・ 里親やファミリーホームの養育スキルに応じた研修の充実・検討
- ・ 原籍校への通学ニーズに対応するため、中学校区ごとの里親登録を推進
- ・ 専門里親の増や受託率の向上、意欲のある専門里親候補者の選定、より専門性の高い研修や養育中のフォローアップのあり方について検討

里親への支援等 その1

●中央こども家庭センター管内の里親の認定及び登録数 (単位：世帯)

認定 登録数	養育 里親	専門 里親	養子縁組 里親	親族 里親	FH (再掲)
78	74	3	46	4	2

※令和7年3月31日付け解除人数含む。



●里親支援センターの設置

- ◆里親支援センターは、里親支援事業や里親になろうとする者への支援を実施
- ◆兵庫県では、原則こども家庭センターの所管区域に1か所設置

主な業務

- ・里親制度等普及促進・リクルート業務
- ・里親等研修・トレーニング業務
- ・里親等委託推進業務
- ・里親等養育支援業務
- ・里親等委託児童自立支援業務
- ・市町連携業務
- ・地区里親会事務局業務

instagram

ゆーかり

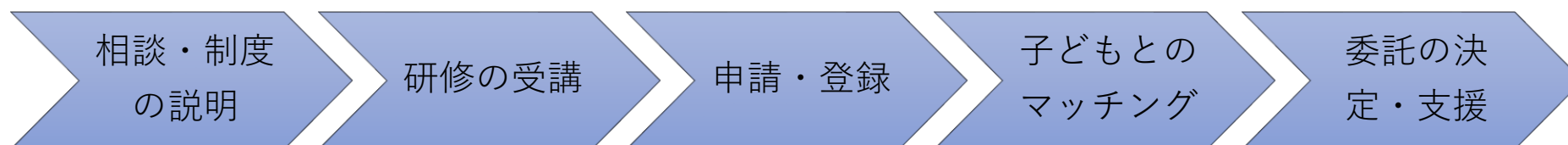


おうるの杜



里親への支援等 その2

●里親登録から委託までの流れ



●里親として子どもを養育する費用

里親種別	里親手当	一般生活費	その他
養育里親	90,000円/月	乳児 65,910円/月 乳児以外 57,080円/月	受託支度費 教育費 医療費 就職支度費 大学進学等自立生活 支度費 等
専門里親	141,000円/月		
養子縁組里親 親族里親	なし		

※上記は2025年度の単価です。

金額は年度によって変更される場合があります。



兵庫県